

第三セクター等のあり方に関する研究会 報告書骨子(素案)

1 基本的な考え方

- ①第三セクター等の定義
- ②第三セクター等の抜本的改革が進められた経緯
- ③平成25年度までの第三セクター等の抜本的改革の評価(成果と課題)
- ④平成26年度以降の第三セクター等についての考え方(必要に応じた抜本的改革を含む経営健全化の取組と地域における活用の両立)

※「中間まとめ」(平成25年9月)の内容を基本とする

2 地方公共団体の第三セクター等への適切な関与

- ①経営状況の把握、監査、定期点検等
- ②議会への説明や住民等への情報公開・情報開示
- ③経営責任の明確化と運営体制の強化、内部管理の適正化等
- ④地方公共団体からの支援

※第4回・第5回研究会における議論を踏まえての記載とする

3 抜本的改革(整理・再生)を含む第三セクター等の経営健全化

- ①経営健全化の取組が必要とされる基準(客観的基準)
- ②経営健全化(整理・再生以外)の取組(ガイドライン形式で取りまとめ)
- ③経営健全化(整理・再生)の取組(同上)

※第4回・第5回研究会における議論を踏まえての記載とする

4 第三セクター等の設立

- ①事業手法の選択(第三セクター方式を採用することの是非)
- ②法人形式の選択
- ③ゴーイングコンサーン
- ④地方公共団体からの支援
- ⑤資金調達

※第4回・第5回研究会における議論を踏まえての記載とする

5 第三セクター等の活用

- ①地域における第三セクター等の有効な活用に係る考え方の例(第三セクター形式で行うことにより生じるメリットに係る考え方の例)
- ②地域において第三セクター等が有効な役割を果たしている事例の紹介(第三セクター形式で行うことにより地域にメリットが生じている事例の紹介)

※第6回研究会(今回)における議論を踏まえての記載とする

6 その他

- ①第三セクター等の経営健全化に取り組む地方公共団体に対する支援
- ②市町村の取組に係る都道府県の役割
- ③政策課題への対応